

令和8年7月10日
総務企画局人事部服務課

職員の処分について

本日、次のとおり1件の懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1 職員の事務処理の懈怠等

- (1) 職 員 南区 係員（20代）
- (2) 処分の内容 減給（1/10）3月
- (3) 処 分 事 由

当該職員は、令和7年9月～10月頃に海外居住者からマイナンバーカードの更新に係る申請書等を受理した後、約4か月の間、事務を懈怠するとともに、懈怠の事実を隠ぺいしようとしたもの。

また、別の海外居住者の更新後のマイナンバーカードを職場内で紛失する等したもの。

(4) 管理監督者の処分

- ① 処分の内容
課長級職員：口頭訓戒
係長級職員：口頭訓戒

- ② 処 分 事 由
部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

【問合せ先】

服務課長 内山、服務指導係長 野口

電話：707-1856（内線1056）